

八雲町地域防災計画改定及び業務継続計画等策定業務
公募型プロポーザル実施要項

本要項は、「八雲町地域防災計画改定及び業務継続計画等策定業務」について、公募により業務提案を募集し、提案内容の審査から最も優れた提案者を随意契約の交渉相手方として選定する（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）もので、参加を希望する者は本実施要項を参照のうえ参加申請書類を提出すること。

1. 業務概要

- (1) 業務名 八雲町地域防災計画改定及び業務継続計画等策定業務
- (2) 履行場所 北海道二世郡八雲町地内
- (3) 業務内容 八雲町地域防災計画改定及び業務継続計画等策定業務仕様書による
- (4) 履行期限 契約締結の日から令和 11 年 2 月 28 日まで
- (5) 業務委託料の上限額 27,643,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む）
（内訳）令和 8 年度 7,740,040 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む）
令和 9 年度 9,951,480 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む）
令和 10 年度 9,951,480 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

2. 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

応募資格を有する事業者は、単体であって、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 発注業務に対応する令和 8 年度における競争入札に必要な資格等（令和 6 年八雲町告示第 163 号又は令和 7 年八雲町告示第 116 号）に規定する競争入札参加資格（測量・建設コンサルタント等業務）を有していること。
- (3) 入札執行の日までの間に、八雲町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていないこと（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）。
- (4) 八雲町の競争入札参加排除基準の規定により八雲町発注工事等から入札参加を除外されていないこと。
- (5) 八雲町発注工事等からの暴力団排除措置要領第 3 条第 1 項に規定する入札参加の排除措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の八雲町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

- (7) 平成 29 年度以降に地方公共団体の地域防災計画策定または改定、業務継続計画策定または改定、受援応援計画策定または改定に係るいずれかの業務を完了した実績を有すること。ただし、アンケート調査、印刷等業務の一部のみの実績は認めない。
- (8) 相互に資本関係又は人的関係のある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (9) 北海道内に本社、支社、事業所等を有すること。

3. 契約締結までの日程

参加申請受付から契約締結までの日程は概ね次のとおりであるが、都合により変更する場合がある。

- 令和 8 年 6 月 10 日 (水) 参加申請受付開始
- 令和 8 年 6 月 26 日 (金) 参加申請書類受付期限
- 令和 8 年 7 月 1 日 (水) 一次審査結果通知、提案書類提出要請
- 令和 8 年 7 月 8 日 (水) 質問受付期限
- 令和 8 年 7 月 14 日 (火) 提案書類提出期限
- 令和 8 年 7 月 17 日 (金) プレゼンテーション、ヒアリング
- 令和 8 年 7 月 22 日 (水) 選定結果通知
- 令和 8 年 7 月下旬 契約締結

4. 担当課及び連絡先

本件の担当課及び書類の提出先は次のとおりとする。

- 担 当 課 八雲町危機対策課防災係
- 郵便番号 049-3192 北海道二海郡八雲町住初町 138 番地
- 電話番号 0137-62-2226
- メールアドレス kikitaisaku@town.yakumo.lg.jp

5. 参加手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を各々 1 部提出すること。なお、電子メールによる送付も可とするが、件名は「【〇〇 (提案者名)】八雲町地域防災計画改定及び業務継続計画等策定業務公募型プロポーザル参加申請」とすること。

- (1) 提出書類
 - 1-1 参加申請書 (様式 1)
 - 1-2 資本関係・人的関係調書 (別記様式)
 - 1-3 組織概要 (様式 2)
 - 1-4 同業務又は類似業務履行実績書 (様式 3)
 - 1-5 配置予定技術者調書 (様式 4 の 1 及び様式 4 の 2)

※保有資格を証明する書類及び雇用関係を確認できる書類

申請から契約締結の間に、配置予定技術者の死亡・長期療養・退社または退職等が生じ申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあつては、支出負担行為者の承認を得て配置予定技術者を変更することができるものとする。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者とする。

- (2) 提出期限 令和8年6月26日(金)午後5時 必着
- (3) 提出先 八雲町危機対策課防災係
- (4) 提出方法 次のいずれかの方法による
 - 4-1 持参(開庁日のみ受付)
 - 4-2 郵送(配達証明書付書留郵便)
 - 4-3 電子メール(提出先 kikitaissaku@town.yakumo.lg.jp)

6. 実施要項及び仕様に関する質問

実施要項及び仕様に関する質問がある者は、次のとおり質問することができる。ただし、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期限 令和8年7月8日(水)午後5時の受付まで回答する。
- (2) 提出方法等
質問書(様式5)により、八雲町危機対策課防災係に電子メール又は持参により提出すること。なお、電子メールにより提出した場合は、その旨を担当課に電話連絡することが望ましい。(提出先 kikitaissaku@town.yakumo.lg.jp)
- (3) 質問に対する回答
随時、八雲町ホームページへ掲載する。
- (4) その他
質問に対する回答内容は、本実施要項の追加又は修正として取り扱うものとする。

7. 参加資格審査及び提案書の提出要請者選定結果通知

- (1) 選定結果通知
選定結果は、令和8年7月1日(水)に書面(選定通知書又は非選定通知書)及び電子メールにより通知する。
- (2) 非選定理由に関する事項
 - 2-1 提案書の提出要請者に選定されなかった者は(1)の通知した日の翌日から起算して5日以内に書面(任意様式)により非選定理由について説明を求めることができる。
 - 2-2 非選定理由の説明請求に対する回答は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

8. 提案書等の提出

提案書等の提出要請を受けた者は、次のとおり提案書等を提出すること。

なお、提案書等は、各 15 部としそれぞれ製本（A 3 片袖折り、A 4 版ファイル等で綴る）すること。また、PDF ファイル化して CD-R または DVD-R も提出すること。

(1) 提案書等の提出書類

1-1 提案書類提出書（様式 6：A 4）

1-2 業務提案書（任意様式）

1-3 追加提案書（任意様式）

1-4 業務工程表（任意様式）

1-5 参考見積書（様式 7：A 4）

1-6 積算内訳書（任意様式：A 4）

1-7 プレゼンテーション参加者名簿（様式 8）

(2) 提出期限 令和 8 年 7 月 14 日（火）午後 5 時必着

(3) 提出先 八雲町危機対策課防災係

(4) 提出方法 次のいずれかの方法による

4-1 持参（開庁日のみ受付）

4-2 郵送（配達証明書付書留郵便）

9. 業務提案書類作成上の留意事項

業務提案書類に記載された事項は契約締結の際の履行業務に含めることを原則とするため、見積金額の範囲内で確実に履行可能な内容とすること。

(1) 各様式共通

イラスト、図表を用いても良いが提案内容との整合を図ること。また、文字の大きさは 12pt 以上とし、フォントは指定しないが見やすいものとする。着色可とする。

(2) 業務提案書（任意様式）

提案者の考え方にに基づき業務提案内容を記載すること。提案項目及び作業実施フローを記載すること。

(3) 追加提案書（任意様式）

業務提案に記載するべき事項以外に有効な提案がある場合は記載すること。併せて、アピールポイントや追加提案等があれば記載すること。

(4) 業務工程表

業務全体の工程を 1 か月単位に区切った表にまとめ、工夫した点などについて簡潔にまとめること。

(5) 参考見積書（様式 7）及び積算内訳書（任意様式）

参考見積書（様式 7）について、見積金額は消費税等を含まない金額を記載すること。

積算内訳書は、業務区分ごとの内訳書を提出すること。業務に係る合計経費見積金額と

消費税等相当額（10％）を提示すること。

10. 提案書等の留意事項

- (1) 提案書等の作成にかかる費用の一切は、応募事業者及び提案事業者の負担とし、参加報酬等は支払わない。
- (2) 提出された書類等は一切返却しない。
- (3) 提出後の書類の追加修正は認めない。

11. プレゼンテーション・ヒアリング

八雲町地域防災計画改定及び業務継続計画等策定業務委託業者選定委員会において、別に定める評価項目に基づき、提案書類の内容、プレゼンテーション及び質疑応答により審査し、最優秀者及び優秀者を選定する。なお、プロポーザル参加者が1者であっても審査を行い、優先交渉権者の可否を決定する。

(1) プレゼンテーション・ヒアリング実施日時

令和8年7月17日（金）午後の実施を予定しており、詳細は別途通知する。

(2) 実施手順

提案内容の説明（20分以内）

質疑・ヒアリング（10分程度）

(3) 出席者

配置予定技術者は必ず出席すること。会場への入室者は補助者を含め4名以内とする。

(4) その他

4-1 プレゼンテーション参加者名簿（様式8）を8（2）の期限までに提出すること。

4-2 プレゼンテーションの順番は、提案書の提出受付順とする。

4-3 プレゼンテーション当日の追加資料は受理しない。

4-4 プレゼンテーションに必要な機器（プロジェクター、ケーブル、スクリーン）を八雲町で準備するが、その他の機器は提案者で準備すること。

4-5 プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

12. 審査結果の公表及び通知

(1) 審査結果の公表は、令和8年7月22日（水）に予定する。

(2) 審査は10名で構成される「八雲町地域防災計画改定及び業務継続計画等策定業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」が実施する。

(3) 審査委員会は、審査結果を町長に報告する。

(4) 審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

(5) 審査結果は八雲町のホームページに掲載及び提案提出者に通知する。

13. 失格条項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 応募資格がなく書類を提出した場合
- (3) 書類の作成要領及び提出方法、提出期限を守らなかった場合
- (4) 提出書類に盗用した疑いがあると審査委員会が認めた場合
- (5) 審査委員会委員又は関係者に直接、間接問わずに接触を求めた場合
- (6) 「8. 提案書等の提出」、「(1) 提案書等の提出書類」により提出された参考見積書の金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が「業務委託料の上限額」を超えた場合

14. 契約の内容等

- (1) 八雲町は、最優秀となった応募事業者を契約交渉相手として、契約交渉を行う。

ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不能となった場合には、優秀者を契約交渉相手方とする。

- (2) 契約者 八雲町

- (3) 契約書作成の要否

必要とし、持参または郵送（配達証明書付書留郵便）とする。

- (4) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

4-1 保険会社との間に八雲町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

4-2 保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、八雲町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

4-3 提出される証書の保証期間は、工期から2週間以上の期間が含まれていること。また、設計変更により請負金額が増加する場合には変更後の契約金額の100分の10に相当する額以上となるよう契約保証書を、工期が延長となる場合には、延長された工期から2週間以上の期間が含まれるよう変更保証書を提出することとする。

- (5) その他

具体的な業務の実施にあたっては、提案書に記載された内容を反映しつつ、八雲町との協議に基づいて実施する。